

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう制度工夫することにより、利用者、個人の尊厳を保持しつつ、心身とも健康やかに育成されるよう支助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2項 社会福祉事業

(イ) 保育所 北条保育園の設置運営

(ロ) 保育所 学童 まゆみ保育園の設置運営

(ハ) 一時預かり事業の運営 (伊海 まゆみ保育園)

(ニ) 生涯学習活動推進事業の運営 (学研 まゆみ保育園)

(名称)

第2条 この法人は社会福祉法人北条保育園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を推進、効果的かつ適正に行方ため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業運営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事業所の所在)

第4条 この法人の事業所を奈良県生駒市高山町6583番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

理事のうち1名は理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人の代表者とする。

4 役員は任期は2年とする。ただし、補欠の役員は任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の名簿)

第6条 役員は任期は2年とする。ただし、補欠の役員は任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事長は、理事として信任する期間とする。

(役員の変更)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長はあらかじめ協議する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、評議員会において選任し、理事長はあらかじめ協議する他の理事が監事の職務を代理する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、役員及びこれらに關する他の職務を兼任することができない。
(役員の種類等)
第8条 役員の種類については、職務表態に關して支拂することとし、役員の種類に關することのみならず、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができない。

3 前2項に關し必要な事項は、理事長の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事)

第9条 この法人の業務の状況は、理事をもって組織する理事会によって行方。ただし、日常の業務として理事長が定めるものについては理事長が専断し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを召集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の議決を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを召集しなければならない。

4 理事会は、理事長を置き、議長はその職務を執行する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、理事の議決が専断で決定し、可決回数のときは、議長の決することによる。

7 理事会の決議について、特別の特別関係を有する理事は、その理事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事の名は、理事会の議事について議事の経過の概況及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるときは、又は欠けたときは、理事長があらかじめ協議する他の理事が、兩次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となす事項及び及び代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告を作成し、理事会、評議員会及び生駒市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(報酬)

第12条 この法人に、職員若し平名を置く。

2 この法人の業務運営を助成の長（以下「助成者」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任命する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任命する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

第14条 この法人の役員は、これを分けて基本財産と別当財産の2種とする。

(1) 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(2) 奈良県生駒市高山町666番地1及び666番地1所在の敷地コンクリート道 敷設費

屋敷金5ナギ円 北条保育園 割合1割 (部-面積718.63㎡)

(3) 奈良県生駒市高山町666番地1所在の北条保育園敷地 (173.54㎡) 及び奈良県生駒市高山町666番地1所在の北条保育園敷地 (588.00㎡)

(4) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(5) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(6) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(7) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(8) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(9) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(10) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(11) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(12) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(13) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(14) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(15) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(16) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(17) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(18) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(19) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(20) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(21) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(22) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(23) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(24) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(25) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(26) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(27) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(28) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(29) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(30) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(31) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(32) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(33) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(34) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(35) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(36) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(37) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(38) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(39) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(40) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(41) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(42) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(43) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(44) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(45) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(46) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(47) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(48) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(49) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(50) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(51) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(52) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(53) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(54) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(55) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(56) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(57) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(58) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(59) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(60) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の議決を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その構成評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可決回数のときは、議長の決することによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員の議事について議事の経過の概況及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、職務表態に關して支給することとし、評議員の地位にあることのみならず、役員に關するほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(報酬)

第14条 この法人に、役員若し平名を置く。

2 この法人の業務運営を助成の長（以下「助成者」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任命する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任命する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

第16条 この法人の役員は、これを分けて基本財産と別当財産の2種とする。

(1) 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(2) 奈良県生駒市高山町666番地1及び666番地1所在の敷地コンクリート道 敷設費

屋敷金5ナギ円 北条保育園 割合1割 (部-面積718.63㎡)

(3) 奈良県生駒市高山町666番地1所在の北条保育園敷地 (173.54㎡) 及び奈良県生駒市高山町666番地1所在の北条保育園敷地 (588.00㎡)

(4) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(5) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(6) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(7) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(8) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(9) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(10) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(11) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(12) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(13) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(14) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(15) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(16) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(17) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(18) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(19) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(20) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(21) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(22) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(23) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(24) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(25) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(26) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(27) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(28) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(29) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(30) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(31) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(32) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(33) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(34) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(35) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(36) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(37) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(38) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(39) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(40) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(41) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(42) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(43) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(44) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(45) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(46) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(47) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(48) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

(49) 奈良県生駒市高山町一丁目44800番地230及び4502番地19所在の敷設費積戻ふき2割

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後若しくは、この定款に基き、役員の名簿の変更が行われるときは、次の役員を担任するものとする。

理事長	井澤 兼治
理事	井澤 久子
理事	尾山 善一
理事	長田 加夫
理事	久松 左文
理事	藤田 弘直
監事	山川 喜久子
監事	守山 昌昭

その会費又は一部を基本財産に編入することができる。

4. 現況報告書並びに会計報告書である貸借対照表及び収支計算書については、インターネットを活用し、公表する。また、その他の帳簿についても同様の方法で公表することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計年度の取組)

第25条 この法人の会計に關しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める処理規程により処理する。

(監事の権限)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに監事の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総会の3分の2以上の同意が必要となければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総会の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第29条 合併しようとするときは、理事総会の3分の2以上の同意を得て、在野市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事総会の3分の2以上の同意を得て、在野市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

(在野市長)

2. 在野市長の職務を行使する事項に定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を在野市長に届出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人 北信保育園の掲示欄に表示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。またインターネットによる公開等の手段を活用することもできる。

(施行細則)

社会福祉法人 北信保育園 定款細則

定款第9条第1項ただし書きに定める、理事長が専断する日常の業務として理事会が定めるものとは、次に掲げる事項を細則として定める。

1. 「理事長の任免その他の重要な人事」を除く職員の任免
2. 職員の日々の労務管理、福利厚生に関すること
3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該他が法人に有利であると認められるもの、その償還を得ない特別の理由があると思われられるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
4. 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの。
5. 建築工事請負や物品購入等の契約のうち次のような種類のもの
(ア) 1件10万円未満の日常的に消費する食料材料、消耗品等の日々の購入
(イ) 1件250万円未満の施設整備の保守管理、物品の修理等
(ウ) 緊急を要する物品の購入等
6. 基本財産以外の固定資産の取扱い及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
7. 租税その他の理由により必要となった物品又は権利を譲渡してでも使用に耐えないと認められる物品の売却又は譲渡。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
8. 予算上の予備金の支出
9. 入所者・利用者の日常の給付に関すること。
10. 寄付金の受入に関する決裁。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。